

農業者の夢と希望

農業年金の制定を望む

最近、全国農業会議所では、全国の農業者が待望している、「農業者のための年金」を取りあげ検討しています。この年金は、(1)農業者老齢年金、(2)経営移転年金、(3)退職、職年金の三種の年金制度であります。これによって、(1)社会保険としての農業者老齢年金、(2)農業構造政策としての経営の若返りと、(3)経営規模の拡大とを意味した制度が考えられています。以下、そのあらましをのべてみます。

1 農業者老令年金

これは、農業者に対する社会保険の拡充策として、国民年金の附加年金とするものです。被保険者は、全農業者とし、自立経営家および自己経営志向農家の経営主と後継者を強制加入とし、そのほかの農業者は任意加入としようというものです。年金給付は月額一万円を上積みする予定です。現在の国民年金給付に月額一万円を上積みしようとする見込みです。この年金は、過去三年以上、農業に従事し経営主が、農業経営を後継者に移譲した場合、五十五歳から、老齢年金の支給が開始される六十歳までの間、支給しようとするものです。これは、農業従事者の過去の貢献が認められることと見なされます。

2 経営移転年金

この年金のねらいは、農業経営の若返りを推進しようというものです。この年金は、十年程度の時限立付された結果のあらましです。この制度が農業者のため、一日も早く実現できるよう、盛りあげていく必要があります。そのためには、内容をよく知る歳から、老齢年金の支給が開始される六十歳までの間、支給しようとするものです。これは、農業従事者の過去の貢献が認められることと見なされます。

3 転職・離農年金

この制度は、他の農業経営者の経営規模拡大のため、三十アール以上の耕地を売り渡し、または十年以上の長期にわたり、貸付契約をした場合、耕地の状況と農業者により算定した土地割と均等に給付する予定です。給付は、短期給付と長期給付が考えられており、いずれも無拠出制が考えられています。スライド制が考えられている。この農業者年金は、国民年金制度と同様に、経済情勢の変動に対して、賃金格差の動きにスライド(物価)にあわせて改正していくこと、されるよう考えられています。

お米の配給品目と価格

十月一日から、消費者米価が次のように改正されました。これに伴ない配給品目が内地米、徳用米、徳用米の三品目に改正されました。

- 1 内地米、徳用米を合せて、一内一カ月、一〇キログラムの範囲内です。
- 2 消費者は、自分の登録小売店から、お米をかうことはできません。
- 3 登録小売店から買ったお米には、米流通入通税を記入してもらい、販売店を受け取ってください。
- 4 事情により小売店を変更する場合は、役場に変更手続きをしてください。
- 5 配給米の品質の低下、量目不足のときは、小売店にお尋ねください。
- 6 配給米についての苦情や相談のある方は役場に申し出てくださいます。



農作業を安全に

みりの秋とともに、農業者では猫の手も借りたい農繁期に入ります。この時期は、刈取機、脱穀機、トラクターなど農業機械の利用が盛期でもあります。十月十九日までの一カ月間、農作業安全月間が行われます。農業機械による事故には、すきやかまの刃で手や足を切ったというような小さな事故もありますが、最近では、手足の切断、骨折といった大きなケガがふえ、このため死亡した人もあります。こうした事故発生の原因を調べてみますと、不可抗力やどうしても避けることができなかった事故というものも、ほとんどないといえます。

みりの秋

事故発生主な原因は、(1)機械の故障、(2)運転操作技術の未熟、(3)運転操作の誤り、(4)安全運転の原則をおかすなどとなつています。農業機械による事故をなくするトラクターなど農業機械の利用が盛期でもあります。十月十九日までの一カ月間、農作業安全月間が行われます。農業機械による事故には、すきやかまの刃で手や足を切ったというような小さな事故もありますが、最近では、手足の切断、骨折といった大きなケガがふえ、このため死亡した人もあります。こうした事故発生の原因を調べてみますと、不可抗力やどうしても避けることができなかった事故というものも、ほとんどないといえます。

たばこは、町内のたばこ店で、お買いもとめくださいませ。たばこ消費税として町に納入されるので、いりもの事業となつて、住民の皆さま方に還元せられます。ご協力ください。



第五部、生花自由
応募作品は、各部とも自作のものであること。
出品数に制限ありません。
(小中高生は学校で指示したように、良い苗木をお届けしたいと思えますから、おそくとも十月末日までに、お申込みください。
十一月一日まで提出してください。
作品の受け付けは、十一月六日午後五時までです。
出品物の返却は、十一月十四日より、受け付けた場所でお返しください。
出品者は、謝辞を添えあげます。
行政相談週間の実施
十月十六日から二十二日まで行政相談員の活用については先週お知らせしましたが、このたび全国的に、十月十六日より二十日までの一週間を行政相談週間と定めて、中央と地方を問わず行政相談に関する各種の行事を実施します。
本町では、毎年定期的な各機関合同の苦情相談を設けて、ご相談に応じておりませんが、特にこの期間中は、いつでもご相談に応じることになりました。
行政機関等に対する苦情、要望のお申出は、行政相談委員、清水勇治(大字畑字伏野上)宅で承るようになりますので、ご利用ください。
昭和四三年年度
看護学生を募集
県立防府高等看護学院では、昭和四三年度、看護学生をつぎのおり募集しています。
1 看護科三年生
2 卒業生限三年
3 募集人員二五名
4 入学資格 高等学校卒業生
5 願書受付
四三年一月二十日から
二月二十日までです。
試験期日二月十三、十四日
その他、くわしいことは、役場または、直接学院にお問い合わせください。
補助造林の申請はお早く
ことしも補助造林の時期になりました。森林組合では、いま申込みを受けつけていますが、まだお申し込みにならない方は、すぐお申し込みください。
スローガン
作業環境をととのえ
快適な職場をつくらう
やけのない、働きやすい、明朗な職場づくりに努力しましょう。



このよて
第3回徳地町美術展覧会
十一月十日から四日間
美術の秋を迎えて、町および町教育委員会では、町内一般(小、中、高校を含む)より出品物を公募し、町美術の振興と普及をはかることにも、美術の奨励をおしめると、町民文化の向上寄与を目的で、十一月十日から十三日まで、四日間、中央公民館で、美術展覧会を開催します。
第一部 書道
第二部 画
第三部 紙半紙版、飯巻きとする
ただし、小学生は半紙版です
第四部 絵画自由とし、
第五部 写真黒白、カラー自由、四つ切り以上、枠はりとし、
第六部 手芸自由
出品者は、謝辞を添えあげます。
行政相談週間の実施
十月十六日から二十二日まで行政相談員の活用については先週お知らせしましたが、このたび全国的に、十月十六日より二十日までの一週間を行政相談週間と定めて、中央と地方を問わず行政相談に関する各種の行事を実施します。
本町では、毎年定期的な各機関合同の苦情相談を設けて、ご相談に応じておりませんが、特にこの期間中は、いつでもご相談に応じることになりました。
行政機関等に対する苦情、要望のお申出は、行政相談委員、清水勇治(大字畑字伏野上)宅で承るようになりますので、ご利用ください。
昭和四三年年度
看護学生を募集
県立防府高等看護学院では、昭和四三年度、看護学生をつぎのおり募集しています。
1 看護科三年生
2 卒業生限三年
3 募集人員二五名
4 入学資格 高等学校卒業生
5 願書受付
四三年一月二十日から
二月二十日までです。
試験期日二月十三、十四日
その他、くわしいことは、役場または、直接学院にお問い合わせください。
補助造林の申請はお早く
ことしも補助造林の時期になりました。森林組合では、いま申込みを受けつけていますが、まだお申し込みにならない方は、すぐお申し込みください。
スローガン
作業環境をととのえ
快適な職場をつくらう
やけのない、働きやすい、明朗な職場づくりに努力しましょう。

たばこは、町内のたばこ店で、お買いもとめくださいませ。たばこ消費税として町に納入されるので、いりもの事業となつて、住民の皆さま方に還元せられます。ご協力ください。